

建設省技調発第 66 号

平成 11 年 3 月 25 日

建設大臣官房技術審議官

土木工事監視技術基準(案)にかかる重点監督について

土木工事監督技術基準(案)において、重点監督については、別紙のとおり対象工事を定めているところであるが、「低入札価格調査制度対象工事」については、下記のとおり適用されるよう通知する。

記

低入札価格調査制度調査対象工事については、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、標識工事、その他これに類するもの

(別紙)

<参考>

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という。)

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとし、契約後すみやかに監督職員が運用工種を定めるものとする。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

ロ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事
- ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム(提高 30m 以上)
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ち PC 橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア(躯体高 30m 以上)

ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事

- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

ニ その他

- ・低入札価格調査制度調査対象工事
- ・局長又は事務所長が必要と認めた工事

(別紙2)

<参考>

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という。)

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとし、契約後すみやかに監督職員が運用工種を定めるものとする。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

ロ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事

- ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事

- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事

- ・砂防ダム(提高 30m 以上)

- ・軟弱地盤上での構造物

- ・場所打ち PC 橋

- ・共同溝工事

- ・ハイピア(躯体高 30m 以上)

ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

ニ その他

- ・低入札価格調査制度調査対象工事

但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

- ・植栽工事
 - ・照明灯工事
 - ・除草作業
 - ・遮音壁工事
 - ・区画線設置工事
 - ・防護柵工事
 - ・伐採作業
 - ・標識工事
 - ・堤防天端補修
 - ・その他これに類するもの
 - ・コンクリート舗装目地補修
-
- ・局長又は事務所長が必要と認めた工事